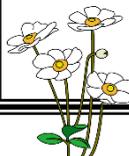


消費生活にゅーす

くらしの
安全安心

兵庫県丹波県民局県民課(丹波消費者センター)

〒669-3309 兵庫県丹波市柏原町柏原 5600 (TEL 0795-73-0690)



消費生活トピックス



巧妙化する迷惑メール

行政機関を名乗って、偽サイトへ誘導し個人情報を搾取しようとする迷惑メールが横行しています。「フィッシング詐欺」と呼ばれる手口ですが、内容は日々巧妙化しています。偽サイトは、本物を盗用して作られており見分けることが困難です。

直近では、新型コロナウイルスを悪用し関連省庁をかたり、身分証明書の写真を送らせる手口、消費生活センターをかたり示談金を請求する手口等があります。

実存の団体名でメールやSMS（ショートメッセージサービス）が届いたとしても、慌てて指示に従わないようにしましょう。誤ってフィッシングサイトへ誘導されても、そこで個人情報を入力したり写真を送信したりしないでください。

日頃から個人情報の入力を求められたり、何らかの請求を受けたりした場合は、要求に従う前に一度立ち止まり、似たような手口の事例がないか確認するようにしましょう。たいていの場合、名前を悪用された機関の正規サイトに、注意喚起情報等が上がっています。

スマホを渡したただけなのに

外出を控え「おうち時間」に、スマートフォン、タブレットや家庭用ゲーム機器でオンラインゲームを利用して過ごす中で、保護者が子どもに何気なくスマホ等を渡したただけのつもりが許可無く課金をしていたというトラブルが増えています。

- ・友だちから「お金がかからない」と教えられ、親のスマートフォンを使ってキャリア決済（携帯電話料金と合算払いにできる）でゲームに高額課金をしていた。
- ・家族共有のタブレットでオンラインゲームをし、クレジットカードで課金していたが、決済完了メールは子どもが削除しており請求が来るまで気がつかなかった。
- ・動画サイトで紹介されていたポイントを入手する方法で、家庭用ゲーム機に登録してある父親のアカウントを使って、クレジットカードで課金していた。
- ・祖父のお古のスマートフォンを使い、年齢を20歳以上と偽ってクレジットカードで課金していた。

トラブルを避けるためには、家族で課金のルールを話し合う、保護者のアカウントでなく子どものアカウントを親が管理・保護できる「ペアレンタルコントロール」を利用する、保護者のアカウントで利用させる場合には決済時のパスワードを設定するようにしましょう。未成年者契約取消しの有無は、個々の事情により異なります。

強調広告にご用心！



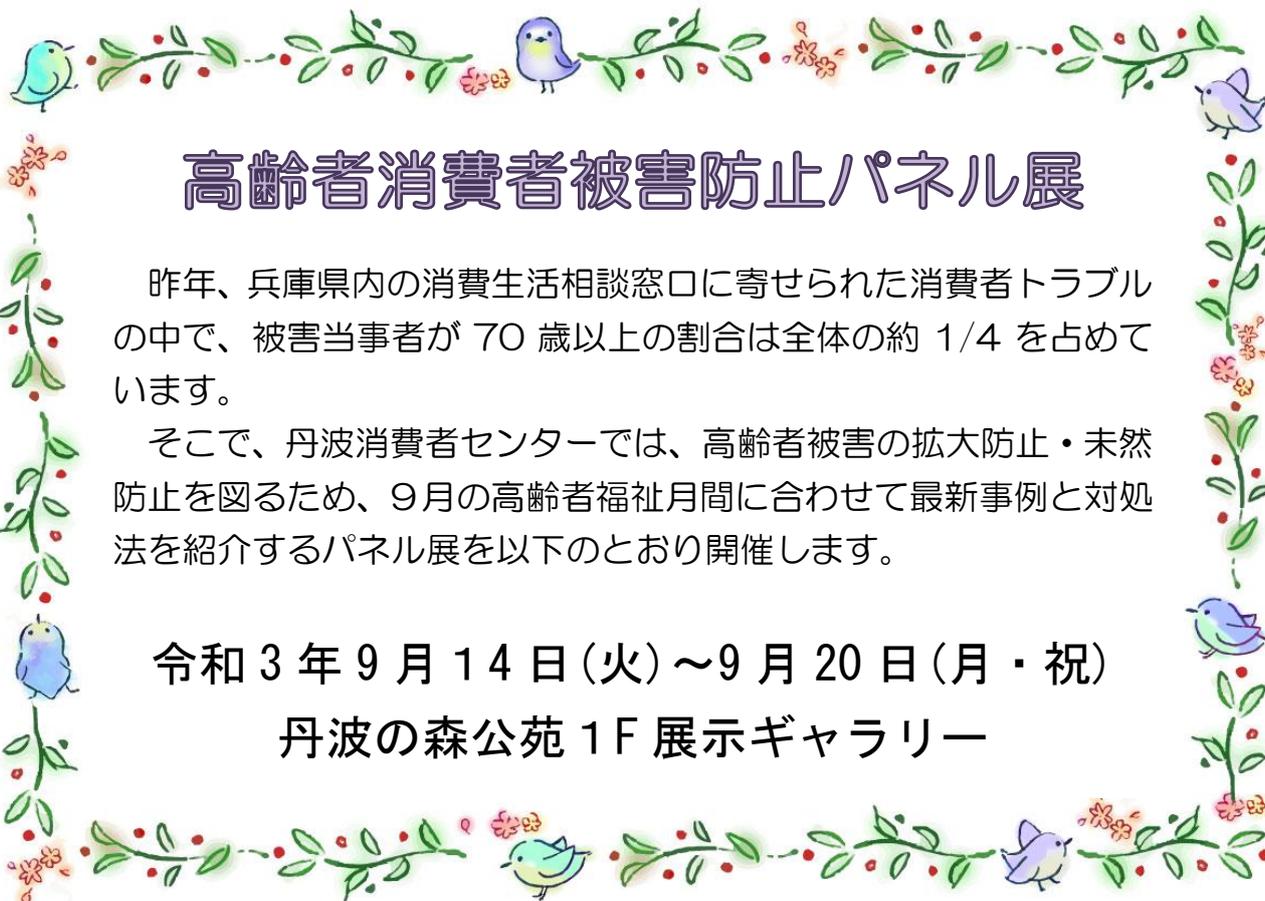
スマートフォンで SNS 等に表示される「お試し〇〇円」、「初めての方〇〇円」と謳う化粧品やダイエット商品の広告を見て、1 回のつもりで申し込んだところ複数回購入が条件の定期購入だったというトラブルが、なかなか減りません。

以前は、電話がつながらないという苦情がみられましたが、最近では、解約が SNS を介してしかできないという苦情が多く寄せられています。SNS を利用していない人は、解約をするためだけに登録手続きをしなければならず、やっかいです。

通信販売では契約内容等をわかりやすく表示することが定められており、多くの事業者が自社 HP では定期購入である旨を明記しています。消費者が購入前に目にした広告では「定期購入の表示が読み取れなかった」と主張しても、その画面を保存しておらず、広告上の問題点を指摘する根拠が示せないケースもあります。そうならないためには、画面の保存がたいせつです。

「今だけ 500 円」「お試し価格」などと安さを強調した広告は、定期購入の可能性のあることを覚えておきましょう。定期購入の表示がどこかに小さく書かれているかもしれません。また、「いつでも解約可能」と書かれていても、解約方法が限られている場合もあり要注意です。

トラブルにならないためには、申し込む前に評判を調べたり、業者の公式 HP で契約内容・条件、解約方法を調べたりするようにしましょう。



高齢者消費者被害防止パネル展

昨年、兵庫県内の消費生活相談窓口寄せられた消費者トラブルの中で、被害当事者が 70 歳以上の割合は全体の約 1/4 を占めています。

そこで、丹波消費者センターでは、高齢者被害の拡大防止・未然防止を図るため、9 月の高齢者福祉月間に合わせて最新事例と対処法を紹介するパネル展を以下のとおり開催します。

令和 3 年 9 月 14 日(火)～9 月 20 日(月・祝)

丹波の森公苑 1F 展示ギャラリー

【啓発・出前講座等のお問合せ】

丹波消費者センター（丹波の森公苑内）

TEL：0795-73-0690

